

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除等に伴う対応について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染拡大防止についても御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、京都府における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が6月20日(日)をもって解除され、まん延防止等重点措置が7月11日(日)まで適用されることとなるにあたり、この度、府立学校における今後の対応について府教育委員会から通知が出ました。本校におきましては、本通知に基づき、健康観察や感染拡大防止の観点に基づく行動様式の徹底、人権侵害につながることのない意識の共有等を引き続き継続しながら、下記のとおり、感染防止対策を徹底して学校教育活動を行なってまいります。

御家庭におかれましては、今後も感染拡大防止の行動等に御協力いただきますと共に、本校の教育活動に御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 校時等について

- (1) まん延防止等重点措置適用期間中、7月7日(水)まで1限～4限の授業を5分間短縮し、放課後完全下校時間を21時40分とします。【※9月以降、第2学期から平常校時とする予定】
- (2) 7月8日(木)～14日(水)までの期末考査期間、続いて15日(木)人権学習～20日(火)終業式までの間、放課後完全下校時間を21時30分とします。
- (3) 不要不急の外出をせず、特に下校時は生徒同士で飲食や寄り道をせず、まっすぐに帰宅します。
- (4) 学校内外とも【密集・密接・密閉】を避け、マスクの着用とこまめな手洗いを行います。
- (5) 登校時、昇降口での健康観察(体温報告又は検温等)を行います。

2 授業・部活動等について

- (1) 授業において、「接触」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」については可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くように努めるとともに、活動上どうしても必要な場合でも、回数や時間を絞るなどして感染拡大防止に留意をしながら教育活動を実施します。
- (2) 授業等、教室内の換気について留意していますが、エアコン使用時も継続して換気を行います。
- (3) 部活動について、他校との交流や卒業生(OB・OG)の参加を制限してきましたが、期末考査最終日の7月14日(水)以降、練習試合や卒業生の部活動参加(検温・マスク着用等の感染対策を求めます)を認めます。

3 保護者の皆様へ

- (1) 御家庭においても、基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。
- (2) お子様在学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。また、御家族に感染が疑われる風邪等の症状がある場合には、登校を控えさせてください。それらの場合、必ず休む旨の一報を学校に入れてください。後日登校してから速やかに所定の手続きを完了することで「出席停止」の取り扱いとします。
- (3) 本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合、PCR検査等結果が判明した場合は、土日祝日を含め必ず学校へ連絡をいただきますようお願いいたします。

4 その他

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関(地域の診療所・病院)又は夜間や医療機関の休診、かかり付け医がいない方は、専用窓口「きょうと新型コロナ医療相談センター：(京都府・京都市共通)電話075-414-5487」へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には御留意ください。
- (3) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先(学校)：075-672-8481、メール：toba-hs-tei@kyoto-be.ne.jp
学校休業日の緊急連絡：メールのみ(首席副校長に転送されます。)